

令和 8 年 9 月 1 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和8年9月1日（火） 15時50分から16時45分まで
- 2 会議場所 長崎市役所16階 監査委員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名

第87号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）

第88号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）

第89号議案 選挙人名簿の登録について

第90号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について

第91号議案 在外選挙人名簿の抹消について（国内転入後4箇月経過）

第92号議案 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の名簿調製について

第93号議案 長崎市議会議員一般選挙及び長崎市長選挙における選挙公報の様式及び規格について

第94号議案 長崎市選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程の制定について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員長	【16：00開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事務局	【第87号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、416人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 217人 女 199人 計 416人）
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第87号議案可決）
事務局	【第88号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、1,494人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 839人 女 655人 計 1,494人）
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第88号議案可決）
事務局	【第89号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第21条第1項又は第2項の規定により、選挙人名簿への登録

委 員 長 員	資格を有する者については、同法第22条第1項の規定により、令和8年9月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する5,049人について、令和8年9月1日に選挙人名簿に登録する。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第89号議案可決)
事 務 局	【第90号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和8年9月1日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。 1 選挙権を有する者の総数 328,078 2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,562 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 54,680 4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 109,360
委 員 長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第90号議案可決)
事 務 局	【第91号議案】在外選挙人名簿の抹消について（国内転入後4箇月経過） 公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、1名については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後4箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。
委 員 長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第91号議案可決)
事 務 局	【第92号議案】裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の名簿調製について 令和9年度の裁判員候補者予定者名簿と検察審査員候補者予定者名簿を調製し、長崎地方裁判所と長崎検察審査会事務局にそれぞれ名簿を提出するために、最高裁判所より配付された名簿調製プログラムを使用することと定めたい。
委 員 長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第92号議案可決)
事 務 局	【第93号議案】長崎市議会議員一般選挙及び長崎市長選挙における選挙公報の様式及び規格について 令和9年4月25日執行予定の長崎市議会議員一般選挙及び長崎市長選挙において、長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第2条の規定により発行する選挙公報の様式及び規格を別紙のとおり定める。
委 員 長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。

事務局 委員長	(第 9 3 号議案可決) 【第 9 4 号議案】長崎市選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程の制定について 長崎市選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程を定め、令和 8 年 9 月 1 日に公布する。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 9 4 号議案可決) これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 【 1 6 : 4 5 閉会】
--------------------	--